

第 10 回太子町農業委員会総会議事録

令和 6 年 10 月

太子町農業委員会

議 事 録

開催日時 令和6年10月24日(木) 午前9時30分

開催場所 太子町役場行政棟3階ホール

出席委員 農業委員(13名)

- 1 番委員 赤松 光男
- 2 番委員 前田 俊春
- 3 番委員 新 多恵
- 4 番委員 大西 正美
- 5 番委員 山田 幸雄
- 6 番委員 森川 徹夫
- 8 番委員 朝生 憲敏
- 9 番委員 倉橋 輝明
- 10 番委員 塚原 栄一
- 11 番委員 檜皮 由美
- 12 番委員 長谷川 秀人
- 13 番委員 松本 雅邦
- 14 番委員 廣岡 正義

農地利用最適化推進委員(7名)

- 北川 智一
- 首藤 俊彦
- 八木 正実
- 佐々木 茂美
- 菅原 清隆
- 玉田 隆良
- 森川 明久

欠席委員 農業委員(1名)

- 7 番委員 塚本 芳文

農業委員会事務局職員

- 事務局長 栗岡 秀成
- 事務局員 横田 大輔
- 事務局員 藤澤 寛将

事務局 定刻になりましたので、第10回太子町農業委員会定例総会を開始します。

議長 本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまの出席委員は、農業委員13名、推進委員7名です。太子町農業委員会会議規則第6条に定められている定足数に達しておりますので、会議は成立していることを宣言します。それでは、これより第10回農業委員会総会を開会します。

議長 議事録署名委員については太子町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、8番朝生憲敏委員及び9番倉橋輝明委員を指名します。

議長 今月の報告事項は2件となります。報告内容につきましては、今月開催しました各地区別農業委員会にて事務局より説明を受けておりますので、本日は割愛します。

議長 それでは審議事項に入ります。本日の審議案件は、3条申請2件、農用地利用集積計画の決定となります。

議長 まず、3条申請について審議します。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：69、区域区分：市街化調整区域、申請内容：農地法3条申請（所有権移転）、農地の所在：太子町松ケ下■■■■■、登記地目：田、現況地目：田、面積：981㎡、太子町松ケ下■■■■■、登記地目：田、現況地目：田、面積：257㎡、譲受人：■■■■■、譲渡人：■■■■■となっております。譲受人は太子町内で1,398㎡の農地を耕作されています。耕作機械については、父親の所有するトラクター、耕耘機、田植機、コンバイン、籾摺り機、軽トラを各1台ずつ借りて使用されています。また農作業従事日数についても、150日従事されていることを確認しています。

事務局からの説明は以上になります。

議長 担当委員は説明をお願いします。

森川徹夫委員 申請地は、上田内科クリニックの西側に位置しております。

譲渡人の■■■■■さんは今後、申請地を維持管理していくことが難しいため、隣地で水稻をしている■■■■■さんを譲受人として今回の申請に至ったとのことです。譲受人の■■■■■さんは1,398㎡の田を所有されております。耕作機械については、父親の所有するトラクター、耕耘機、田植機、コンバイン、籾摺り機、軽トラを各1台ずつ借りて使用されています。申請地の西側は譲受人の

■■■■■さんの御父上が所有しており、将来的にはまとめて管理をしていくと
のことです。

以上のことから、本案件について何ら問題ないと思われますので、ご審議お
願いします。

議 長 ただいまの事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議 長 ないようですので、この案件について、許可することとしてよろしい方は挙手
願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、許可すると決定します。
次の案件に入ります。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：70、区域区分：市街化区域、申請内容：農地法3条申請（所有権移
転）、農地の所在：太子町東南■■■■■、登記地目：田、現況地目：田、
面積：178㎡、太子町東南■■■■■、登記地目：田、現況地目：田、面積：
604㎡、太子町東南■■■■■、登記地目：田、現況地目：田、面積：894
㎡、譲受人：■■■■■、譲渡人：■■■■■で両者は同居の親子関係になり
ます。

譲受人は申請地である1,676㎡の農地を譲渡人の代わりに管理されています。
耕作機械については、トラクター、耕耘機を各1台ずつ所有されています。また
農作業従事日数についても、150日従事されていることを確認しています。

事務局からの説明は以上になります。

議 長 担当委員は説明をお願いします。

新委員 申請地は、とし内科と道路を挟んで南側で東南のセブンイレブンの西側に位
置しております。

譲渡人の■■■■■さんは、近年自身の健康および意思判断能力の低下を案
じており、意思判断能力を有する者が土地を所有しておくべきだと考えておら
れ、当該土地について、譲受人である■■■■■さんが営農を行っている実態があ
ることも勘案し、その所有権を■■■■■さん自身の意思に基づいて、生前贈与
の形式にて■■■■■さんに移転しておきたいと熱望されたため、今回の申請に

至ったとのことでした。

譲受人の■■■■さんは前述のとおり申請地を耕作しており、トラクター、耕耘機を各1台所有しております。年間の農作業従事日数も150日行っていくとのことでした。また、本案件について、自治会長、水利代表、農区長の同意書もいただいております。

以上のことから、本案件についてご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長 ただいまの、事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議 長 この案件について、許可することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、許可すると決定します。

続きまして、農用地利用集積計画の決定について審議します。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：71、農用地利用集積計画の策定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めます。太子町長より令和6年10月8日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。

申請総数：37筆、43,940㎡、権利種別：使用借権、30筆、37,088㎡、賃借権、7筆、6,852㎡、利用権の設定：再設定12筆、11,841㎡、新規25筆、32,099㎡、設定期間：3年5筆、6,817㎡、6年4筆、4,303㎡、10年28筆、32,820㎡

以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。事務局からの説明は以上となります。

議 長 ただいまの事務局の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議 長 この案件について、農用地利用集積計画を原案どおり決定することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長

賛成多数でございますので、農用地利用集積計画を原案どおり決定します。

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了しました。

これをもちまして、第10回太子町農業委員会総会を閉会します。

太子町農業委員会会議規則第 13 条 2 の規定により署名する。

太子町農業委員会

議 長
(会 長)

前田 俊春

議事録署名委員
(8 番朝生憲敏委員)

朝 生 憲 敏

議事録署名委員
(9 番倉橋輝明委員)

倉 橋 輝 明